

令和 7 年度

長浜市地域介護予防通所活動支援補助金のとびき

(充実支援補助金・運営支援補助金)

R 6 追加

「2 補助の対象となる団体」と「7 その他」には、令和 6 年度に新しく追加した内容が含まれています。

長浜市 長寿推進課

☎0749-65-7789

1 趣旨・目的

長浜市では、高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、『高齢者の元気アップ』（要支援・要介護状態にならない元気な高齢者の増加）をめざして、屋内を中心として住民主体の通いの場等の活動（通所活動）を実施する団体に対して支援を行います。

2 補助の対象となる団体

以下の①から③までの全てを満たす団体が、補助の対象となる団体です。

- ①屋内を中心として、高齢者の体力向上及び閉じこもり予防等のための通所活動を実施する団体
- ②長浜市に住所を有する 65 歳以上の高齢者が 5 人以上会員となっている団体
- ③参加を希望する高齢者を分け隔てなく受け入れることに努める団体 R 6 追加

なお、長浜市高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金の交付を受け、または受けようとする者は、当該年度について補助金の対象外とします。

3 補助金の種類

この補助金には、団体の立上げや活動を充実させるための費用を助成する「充実支援補助金」と、団体を運営する費用を助成する「運営支援補助金」があります。

(1) 充実支援補助金

①補助対象経費	備品購入費等										
②補助の要件	通所活動を原則として月 2 回以上（年間 20 回以上）実施										
③補助上限額	団体登録会員数に応じて上限額を設けています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体登録会員数（人）</th><th>補助上限額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 人 ～ 14 人</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>15 人 ～ 24 人</td><td>30,000 円</td></tr> <tr> <td>25 人 ～ 34 人</td><td>35,000 円</td></tr> <tr> <td>35 人 ～</td><td>40,000 円</td></tr> </tbody> </table>	団体登録会員数（人）	補助上限額（円）	5 人 ～ 14 人	25,000 円	15 人 ～ 24 人	30,000 円	25 人 ～ 34 人	35,000 円	35 人 ～	40,000 円
団体登録会員数（人）	補助上限額（円）										
5 人 ～ 14 人	25,000 円										
15 人 ～ 24 人	30,000 円										
25 人 ～ 34 人	35,000 円										
35 人 ～	40,000 円										
④補助率	3 分の 2										
⑤事業実施期間	交付決定の日から年度末まで										
⑥留意事項	●補助金交付後 1 年以上通所活動を実施してください。 ●一度交付を受けると、交付年度以後 3 年間申請できません。										

(2) 運営支援補助金

①補助対象経費	人件費、講師謝礼、消耗品費、光熱水費、役務費、使用料、備品購入費等
②補助の要件	通所活動を原則として 1 回 1 時間以上かつ月 4 回以上（年間 40 回以上）実施
③補助上限額	60,000 円 (年度途中開始特例を適用する場合は 40,000 円)
④補助率	2 分の 1
⑤事業実施期間	交付決定の日から年度末まで
⑥留意事項	●「運営支援補助金」は概算払いが可能です。希望される場合は申し出ください。(交付決定金額の 9 割を限度とします。) ●通所活動の回数は、補助金の交付決定日以降事業完了日まで実施する回数 ●開始初年度であって年間の通所活動回数が 30 回以上 40 回未満の場合は、「年度途中特例」として補助対象となります。 ●高齢者と高齢者以外の方が一体となつて行う活動（「地域共生型活動」）の回数は、全体の 2 分の 1 以内としてください。 ●毎年度申請できます。

4 事業募集期間

4月1日以降で補助事業を開始しようとする日までに申請してください。補助対象期間内に回数要件を満たすようにしてください。この補助金については、予算の範囲内で交付します。先着順で予算の上限に達した時点で受付を終了します。

申請期限の目安

- ・充実支援補助金（月2回、年間20回実施の場合） 5月下旬ごろまでに申請
- ・運営支援補助金（月4回、年間40回実施の場合） 5月下旬ごろまでに申請
- ・運営支援補助金（年度途中開始、年間30回実施の場合） 8月中旬ごろまでに申請

※交付決定前に購入された物品や実施された事業の経費は、補助の対象になりませんので、必ず事業開始前に申請をしてください。

5 補助金の交付手続き

手続きの流れ ※時期はおおよその目安です。

月	申請団体	市
4月 5月	(1)申請書類の提出	→
		←..... 交付決定通知の送付
	(2)請求書(概算払)の提出	→
	※概算払が必要な場合 ※「運営支援補助金」のみ概算払可	
2月		←..... 補助金の交付（概算払） ←..... 書類の送付（実績報告・来年度申請）
	3月	(3)実績報告書類の提出
(4)請求書の提出		→
		←..... 交付確定通知の送付 ←..... 補助金の交付
⚠ 実績額が補助金の概算払額に満たない場合、返還手続きが発生します。 ←..... 交付確定通知と併せて納付書の送付 返還額の納付 →		

(1) 申請について

補助金の交付を受けるために、事業計画・予算について申請するものです。「充実支援補助金」「運営支援補助金」それぞれに申請が必要です。

提出書類

- ①「補助金等交付申請書」
- ②「事業計画書」
- ③「収支予算書（抄本）」
- ④「団体会員名簿」
- ⑤「見積書等補助対象経費の内訳がわかる書類（充実支援補助金に限ります。）」

(2) 実績報告について

活動実績を報告するものです。事業完了した日から起算して 30 日を経過した日又は事業完了期限（3 月 31 日）のいずれか早い日までに「充実支援補助金」「運営支援補助金」それぞれの実績報告書を提出してください。なお、事業が補助の要件を満たさなかった場合には、交付決定を取消します。

提出書類

- ①「補助金等実績報告書」
- ②「通所活動報告書」
- ③「収支決算書（抄本）」
- ④「補助対象経費に係る支払い領収書の写し（充実支援補助金に限ります。）」

※「運営支援補助金」については補助対象経費に係る支払い領収書（レシート可）を窓口においてご提示ください。この際、写しを提出いただきますと受付時間が短縮されます。

※提出書類への添付の有無にかかわらず補助対象経費に係る支払い領収書等や収支がわかる書類については、必ず事業完了後から 5 年間保存してください。市から後日書類の提示を求めることがあります。

(3) 請求について

補助金を受取る手続きをするものです。実績報告書とあわせて提出してください。また、「運営支援補助金」については、申請いただければ交付決定額の 9 割の額を概算で受取ることもできます。

提出書類

- ①「補助金等交付請求書」
- ②「口座振込払申出書」
- ③「通帳のコピー」…表紙の次の見開き2ページ（口座番号、口座名義、支店名等の記載のある面）
- ④「委任状」…必要な団体のみ

※振込口座が団体名義でなく、個人名の場合にのみご提出ください。

（４）提出先について

長浜市役所 長寿推進課 （〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地）

☆開庁時間 午前9時から午後4時45分まで（令和7年1月から変更）

6 申請書の書き方など、手続きのお手伝い

R 7 変更

各地域を担当する生活支援コーディネーター（長浜市社会福祉協議会委託業務）が手続きのお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

●生活支援コーディネーター担当地区一覧表（令和7年度予定）

地 区	担当者	連絡先
長浜地区	中村、徳永	〒526-0037 長浜市高田町 12-34 長浜市社会福祉協議会 さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ 3階 T E L 0749-62-1804（代表） F A X 0749-64-1834（代表） 生活支援コーディネーターの拠点は、 令和7年4月から、上記の連絡先に 集約されます。
六荘地区	須藤、藤田	
南郷里地区	前田、中村	
神照地区	引山、前田	
北郷里地区	平野、徳永	
西黒田地区	古脇、井ノ下	
神田地区	橋本、井ノ下	
浅井地区	浅田、柴田	
びわ地区	平野、須藤	
虎姫地区	徳永、橋本	
湖北地区	前田、引山	
高月地区	井ノ下、平野	
木之本地区	柴田、古脇	
余呉地区	古脇、柴田	
西浅井地区	橋本、内貴	

R 7 変更

（１）長浜市ホームページへの公開について

令和６年度から、市民にとって透明性の高い補助金制度を確立していくとともに、原則誰でも分け隔てなく参加してもらえる住民主体の通いの場づくり等の活動を市民に広く周知するため、補助金の交付決定を受けた団体に関する情報（団体名や活動内容等）を長浜市ホームページ等で公表します。

※「充実支援補助金」「運営支援補助金」ともに、交付申請で提出する「事業計画書」に記載される団体名、活動内容、活動場所、開催曜日および開催時間を、長浜市ホームページで公開します。

※交付申請後、市から後日、内容について確認を求めることがあります。

また、必要に応じて、内容を修正したうえで、長浜市ホームページに公開することがあります。

（２）今後の補助金について

補助金は市の予算の範囲内での交付となります。また、補助の要件等は、定期的に見直すこととなっています。

各団体での持続的な活動を目指し、団体の自主財源で運営することも念頭に置き、活動内容を検討してください。